日本セキュリティ・マネジメント学会特定課題研究会規程

JSSM-2-710 2001.05.01 制定 2005.05.12 改訂

1.目的

本規定は、学会としての研究活動の成果を広報し、セキュリティ・マネジメントの理論・技術・制度等について広く社会に対して提言するため、特定課題につき会員が共同で研究を行う特定課題研究会について定める。

2.特定課題研究会の設置

特定課題研究会は、3名以上の研究委員をもって設置することができる。研究会は、研究代表者及び幹事を定めなければならない。

3. 研究課題及び研究委員の募集

研究課題及び研究委員は公募によるものとし、研究部会での審議 及び常任理事会の承認を得て発足する。 特定課題研究会を申請しようとする会員は 研究組織及び研究概要等を記載した所定の申請書を研究部会に提出しなければならない。

4.研究期間

研究期間は原則として2年以内とする。

5. 研究補助費の交付

学会は、特定課題研究会に対して研究補助金を交付する。

6.研究成果等の公表

特定課題研究会は、研究終了後すみやかに、その研究成果等を、学会大会、学会機関誌等、適切な方法により公表しなければならない。研究部会は、特定課題研究会に対して、中間報告の公表を求めることができる。

7. その他

本規程に示されていない事項については、研究部会において協議決定する。

8. 改廃

本規程の改廃は、研究部会で審議し、常任理事会で決定するものとする。

付則 本規程の改訂は、平成17年6月18日から施行する。

(以上)